

新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ

# 住居確保給付金の支給対象が拡大されました

一定期間家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給対象を拡大し、感染症拡大防止の観点から、郵送による申請の受け付けを始めました。  
 〇住居確保給付金申請受付コールセンター(くらしサポートセンター)内 ☎080-4552-2955、080-9793-2662、080-9792-4537、☎264-6413  
 【受付時間】午前9時～午後4時(土・日曜日、祝・休日は除く)

**新** 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、休業などに伴う収入減少により、離職または廃業と同程度の状況にある人にも、住居確保給付金が支給されるようになりました。

就職に向けた活動などを行うことを要件として、原則3カ月(最長9カ月)、家賃相当額(限度額あり)を市から貸主などに対して直接支給します。くらしサポートセンター(上記〇)に連絡し、自身が支給対象となるか確認の上、郵送などで必要書類を提出してください。

【支給要件】●離職・廃業をした日から2年以内か、やむを得ない休業(新型コロナウイルス感染症の影響<sup>など</sup>)により収入を得る機会が減少している  
 ●世帯収入の合計額と世帯の金融資産の合計額がそれぞれ下表の基準額以下<sup>など</sup>

世帯(例)	収入基準額(月額・円)	金融資産基準額(円)
単身	12万2000	50万4000
2人	17万6000	78万0000
3人	22万1000	100万0000
4人	26万3000	
5人	30万4000	
6人	35万0000	
7人	39万3000	

# まずはかかりつけ医にご相談を 電話・オンライン診療を ご利用ください

電話による診療やスマホなどを使ったオンライン診療を、初診から受けられるようになりました。  
 〇医療政策課(☎241-1585、☎241-2567)



## 難しいシステムは不要

**新** 新型コロナウイルス感染症に感染する不安から、持病がある人など医療機関を受診しづらくなっていませんか。同感染症が拡大する中、特例的な対応として、4月10日から医師が可能だと判断した場合は、電話やスマホなどを使った診療や医薬品の処方ができるようになりました。まずはかかりつけ医などに電話などでご相談ください。

詳しくは厚生労働省のホームページへ



### 1 診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているか確認(かかりつけ医、または左下記ホームページから最寄りの医療機関へ)。

### 2 事前の予約

電話か医療機関によってはオンラインで、保険証などの情報を伝えて予約。併せて支払い方法について確認します。

### 3 診療

電話かオンラインで接続され、診療開始となります。

### 4 診療後

医療機関へ来訪するよう推奨された場合は、直接受診してください。薬の配送を希望する場合は、医療機関にその旨を伝えてください。

## 自転車は車両です

# 安全運転を心掛け、 自転車保険に加入しましょう

自転車に乗るときは、交通ルールやマナーを守り、被害者にも加害者にもならないよう安全運転を心掛け、保険に加入するなど万が一に備えましょう。

〇自転車都市づくり推進課(☎504-2349、☎504-2379)

## 危険行為を繰り返す違反者には 「自転車運転者講習」の受講が 命じられます

### 違反者は5万円以下の罰金も

自転車に関する事故が後を絶ちません。市で発生した交通事故の約5件に1件が自転車事故(令和元年)となっています。

自転車の交通違反の代表例は右イラストのとおりです。

自転車の運転者が、3年以内

に2回以上、道路交通に危険を生じさせる恐れがある行為(傘差し運転やイヤホンの使用<sup>など</sup>)を繰り返して検挙された場合、県公安委員会から「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

対象は、14歳以上です。受講命令に反して受講しない場合、5万円以下の罰金が科されます。

### ■並進・2人乗り



2万円以下の罰金か科料

### ■酒酔い運転



5年以下の懲役か  
100万円以下の罰金

### ■夜間無灯火



5万円以下の罰金

### ■一時停止違反



「止まれ」の標識・停止線では一時停止を。  
3カ月以下の懲役か  
5万円以下の罰金

### ■傘さし・携帯電話運転



バランスを崩す片手運転は、とても危険です。  
5万円以下の罰金

## 自転車保険に加入しているかチェックしてみましょう

自動車の任意保険、火災保険、傷害保険、各種共済、PTA保険、団体保険、クレジットカードの保険などに入っている

はい ↓

いいえ ↓

特約などで自転車事故を補償の対象とした個人賠償責任保険が付いている

いいえ →

自転車向けの保険に入っている

## 万が一の事故に備えて

夜間の無灯火や無謀な運転などによる自転車事故により、多額の損害賠償を支払う事例が増えています。自転車も車両であるという意識を持ち、万が一、自

転車事故を起こしてしまったときに備えて、保険に加入しましょう。

保険に加入しているかどうか、右のチェック表で確認してみてください。

### TSマーク付帯保険は手軽に加入できます

自転車の点検整備とセットになった「TSマーク付帯保険」。事故の被害者が死亡または後遺障害(1～7級)の場合に補償されます。後遺障害8級以下や障害が残らないケガは補償されません。有効期間は1年間です。



### 自転車損害賠償保険対応済み

損害保険は原則1年更新です。引き続き自転車損害賠償保険に加入するよう気を付けてください。事故が発生した際の示談交渉サービス付帯の保険もあります。

### TSマーク付帯保険対応済み

TSマークは、自転車安全整備店で自転車を購入するか、点検整備を行うかして、基準に合格すると、自転車に貼り付けられます(左記参照)。

### 自転車損害賠償保険などに未加入

自転車損害賠償保険などに入りましょう。保険は、原則1年更新ですので、期限切れに注意しましょう。